

住宅改修工事に伴う 固定資産税減額のお知らせ

既存住宅で自己負担分 50 万円を超える下記の改修工事を行った場合、申請により固定資産税が減額されます。改修工事完了後 3 か月以内に税務課固定資産税担当まで申請してください。

※各改修工事の内容にも要件があります。

住宅耐震改修工事

改修した翌年度分の固定資産税額が 2 分の 1 減額 (1 戸あたり 120㎡ 相当分まで) されます。

【主な要件】

- ①昭和 57 年 1 月 1 日以前に建築された住宅
- ②平成 27 年 12 月 31 日までに改修工事が完了した住宅

省エネ改修工事

改修した翌年度分の固定資産税額が 3 分の 1 減額 (1 戸あたり 120㎡ 相当分まで) されます。

【主な要件】

- ①平成 20 年 1 月 1 日以前に建築された住宅
- ②平成 28 年 3 月 31 日までに改修工事が完了した住宅

バリアフリー改修工事

改修した翌年度分の固定資産税額が 3 分の 1 減額 (1 戸あたり 100㎡ 相当分まで) されます。

【主な要件】

- ①平成 19 年 1 月 1 日以前に建築された住宅
- ②平成 28 年 3 月 31 日までに改修工事が完了した住宅
- ③65 歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けている方、障がいのある方のいずれの方が居住

【お問い合わせ・申請先】

市税務課固定資産税担当 (市役所 1 階)
☎32・2115 / FAX 33・3401
Mail:koteishisanzei@city.komatsushima.lg.jp

障がいのある方などが対象 各種手当の所得状況届は期限内に!

各手当とも支給制限や所得制限がありますので、詳しくは、各担当までお問い合わせください。

特別障害者手当・障害児福祉手当

在宅で障がいの程度が著しく重度の状態にあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする障がい児(者)の方に支給されます。

現在受給されている方は、印鑑と介護福祉課から 8 月初旬送付予定の書類を、また公的年金受給者は、平成 26 年中の年金額が証明できるものを提出してください。

【提出期間】 8 月 11 日(火)～9 月 10 日(木)
(平日受付)

【お問い合わせ・届出先】

市介護福祉課障がい福祉担当
(市役所 1 階⑨番窓口)
☎32・2279 / FAX 35・0272
Mail:s-kaigo@city.komatsushima.tokushima.jp

特別児童扶養手当

精神や身体に常に介護を必要とする程度の障がいのある 20 歳未満の児童を在宅で監護・養育する保護者などに支給されます。ただし、児童福祉施設などに入所の児童や障がいのため公的年金を受給している児童は該当しません。

現在受給されている方は、所得状況届(児童福祉課にて配付)と特別児童扶養手当証書、印鑑、その他添付書類を提出してください。

【提出期間】 8 月 11 日(火)～9 月 10 日(木)
(平日受付)

【お問い合わせ・届出先】

市児童福祉課
(市役所 1 階⑩番窓口)
☎32・2114 / FAX 32・3738
Mail:jidoufukushi@city.komatsushima.tokushima.jp